

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した企業の 回復に向けた働き方改革の柔軟な運用の要望について

2021年6月4日
(一社)日本鑄造協会

鑄造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーターティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。

昨年初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業活動や人々の日常生活は一変しており、感染拡大を抑制するための移動制限や生産活動の停止はヒトやモノの動きを急激に停滞させ、グローバル規模のサプライチェーンを毀損するなど、世界経済に大きな打撃を与えていることはご承知のとおりです。

このような状況の中、私ども日本の製造を支えるサプライチェーンの一翼を担う鑄造業界においても非常に厳しい状況でございますが、昨年後半頃より受注の持ち直しの傾向となり、企業によって受注量に差は生じていますが、昨年末以降受注量が急増して、自社の生産能力を大幅に超える受注量（通常の実産能力の110～120%程度）となる企業も多くなってきております。

新型コロナウイルス感染症により疲弊した企業にとっては、経営の立て直しが急務であり、この受注量の拡大は経営立て直しの好機であります。また、従業員もコロナ禍の影響を受け、残業等の減少により収入が減っていることもあり、受注量の増加による残業に理解を示し、協力する体制となっております。

一方、一昨年4月（中小企業は昨年）に施行された「時間外労働の上限規制」を厳守しながら増加する受注に対応するためには従業員を増やす必要がありますが、人手不足により十分な従業員の採用が困難となっております。また、採用できた従業員についても半年程度の教育が必要な場合が多く、採用後に直ぐに生産増に貢献できていない実情があります。このため、顧客からの発注を辞退せざるを得ない状況にあります。

このことにより、経営立て直しの好機を逃し、新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却が遅れ、経営の健全化が遅れることとなります（特に、中小企業への影響は大きい）。また、受注量が急増している鑄物製品は技術的難易度が比較的高いものであることから、製造工場の認証等が必要なため国内他社において直ぐに生産開始できるものではありません。このため、顧客は海外において生産実績を持っている企業等に発注することとなり、国内から海外へ仕事が流出することになるばかりか、これまで

の経験から、一度海外に流出した仕事はほとんどの場合、二度と国内に戻ってこない状況です。我が国鑄造業に与える影響は極めて深刻なものとなります。また、我が国の国益及び国力の低下につながるようになります。

これらのことから、現行の「時間外労働の上限規制」を以下のとおり速やかに時限的に緩和していただきたく要望してきたところです。

<「時間外労働の上限規制」の緩和の要望>

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、守らなければならないと規定されているもののうち、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」を、一時的に運用を停止していただきたい。

運用停止期間は、2023 年 3 月 31 日まで。

少なくとも、サプライチェーンの維持のために供給責任を全うする必要がある場合であつて、かつ、残業に係る従業員の合意等がある場合にあっては、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」に係る労働基準監督署の指導方針の柔軟な運用を要望致します。

以 上